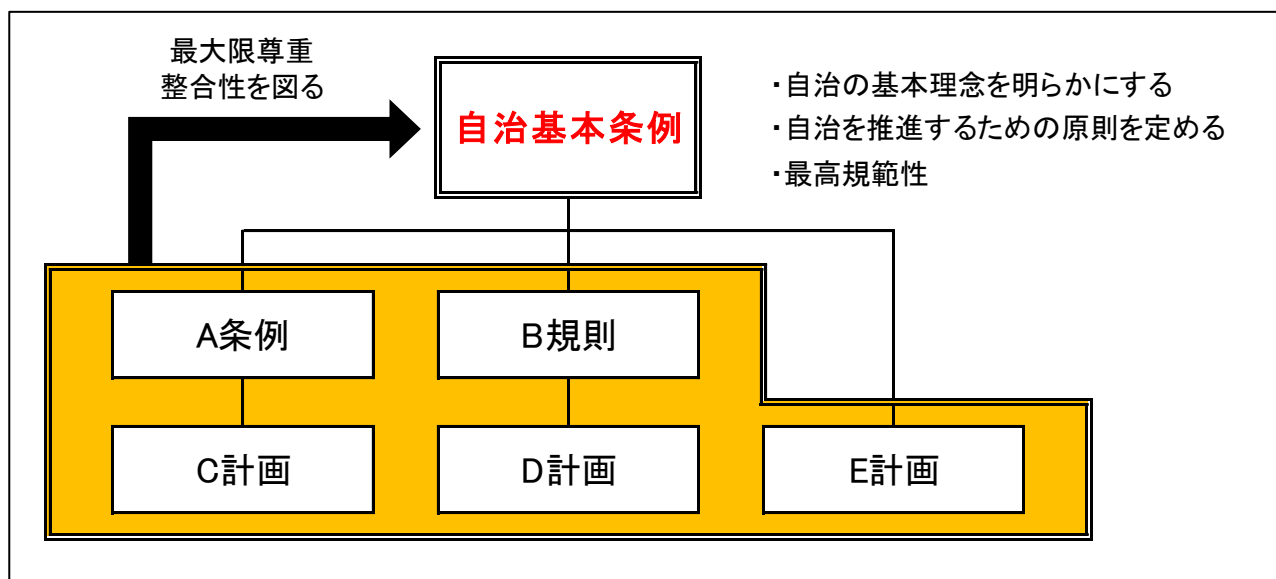


検討にあたっての前提

（１）自治基本条例は、①自治の基本理念を明らかにし、②自治を推進するための原則を定めるもの（第１条「目的」）

（２）他の条例や規則、各種計画の③運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図る。（第４２条「最高規範性」）



1 災害前・災害時における自助・共助・公助と復旧・復興に関する規定が必要

平成２８年熊本地震において、行政による支援「公助」の限界が明らかになった中、大規模災害に対する危機管理は、第２４条規定の「危機管理体制の構築に努める」という「市長等の責務」だけでは十分ではない。

対 応

下記のとおり、新たに条文規定を行う。

<現 行>

	災害前	災害時	災害後（復興）
自助	—	—	—
共助	—	—	
公助	第２項に規定	—	

<変更後>

	災害前	災害時	災害後（復興）
自助	新たに条文規定（１）	—	新たに条文規定（４）
共助		新たに条文規定（２）	
公助	第２項に規定	新たに条文規定（３）	

（１）市民は、日頃から災害等に備えるよう努める

大規模災害への備えとして、市民一人ひとりの備え（食糧品等の備蓄、避難所の事前確認など）と地域としての備え（地域での避難訓練、ハザードマップ作成など）とどちらも重要である。

（２）市民は、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努める

熊本地震を踏まえると、災害等の発生時に特に重要なのが、「地域の中でお互いを助け合う」共助の考えである。

（３）市長等は、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応する

行政による支援「公助」については、災害等の発生時において、平常時と比較し、特に迅速かつ的確な対応（情報収集・発信、救命・救急、避難所開設・運営、物資輸送など）が重要である。

（４）市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧・復興に取り組む

災害等に強い熊本市を目指すためには、災害等への事前の備えや緊急時の対応だけでなく、復旧・復興の過程においての市民・地域・行政の相互の連携である。

2 地域コミュニティという主語により、共助の規定が必要

市民一人ひとりだけでなく、町内や校区といった「地域コミュニティ」の持つ災害等への対応は重要である。

【例】地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

対 応

「市民」という主語により、共助を規定する。

熊本市自治基本条例第２条では「市民」の定義づけの中に「その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）」とあるため、「市民」が個人だけを指すものではないことが分かる。

そのため、自治会や自治協議会などの地域団体（地域コミュニティ）を指す場合には、「市民」という主語を用いることとする。

3 避難訓練や自主防災組織（校区防災連絡会、避難所運営委員会）の規定が必要

災害等への具体的な対応として、地域における避難訓練やその実施主体となる自主防災組織（校区防災連絡会や避難所運営委員会など）の役割は重要である。

【例】市民は、日頃から災害に備え、自主防災組織の継続的な活動に取り組み、緊急事態が発生したときは、自らの安全確保を図り、あわせて相互に協力し、市と連携するよう努めなければならない。

対 応

「防災訓練」や「自主防災組織」に関しては逐条解説により規定する。

防災訓練や自主防災組織（校区防災連絡会、避難所運営委員会）の充実は、災害等に備えるための具体的な事例の１つである。自治基本条例は、①自治の基本理念を明らかにする ②自治を推進するための原則を定める、ものである。

4 「平成２８年熊本地震」というキーワードの規定が必要

災害等への対応を市民一人ひとりが自分ごととして捉えてもらうために、「平成２８年熊本地震を踏まえて」といった文言を盛り込む。

対 応

「平成２８年熊本地震」に関しては逐条解説により規定する。

「危機管理における自助・共助などの重要性」という、②自治を推進するための原則、を認識させるきっかけとなった出来事が「平成２８年熊本地震」である。そのため、今回の条例改正に至った経緯として、逐条解説の中で詳しく補足説明する。